

## (公的年金)：企業での「ねんきん定期便」活用法(2) — 見込額を確認する

今回は、「ねんきん定期便」の目玉となる年金見込額の確認方法について解説する。「ねんきん定期便」を見る際には、見込額の元となる加入記録の確認がまず重要だが、各種の世論調査で最も関心が高いのが見込額である。政府からの通知とはいえ、将来の見込みである以上、どういった前提で計算されたものかや、どう活用すればよいかを理解した上で見る必要がある。

前回述べたように、2009年度の「ねんきん定期便」(以下、定期便という)には、2010年度以降は35歳、45歳、58歳の時にしか送付されない詳細な加入記録が含まれていることもあり、加入記録の確認が開封後の最も重要な作業になる。定期便に先駆けて送付された「ねんきん特別便」(以下、特別便という)で加入期間は通知されていたものの、納付した保険料の額や保険料や年金額を計算する際の基礎となる給与(標準報酬や標準賞与)が通知されるのは、今回が初めてであり、特別便で確認した方でも再度の確認が必要である。

とはいえ、定期便で最も気になるのは年金見込額であろう。過去の世論調査でも、年金について知りたいことの第1位が見込額であった。特に定期便では、個人の記録に基づいた金額になっているので、マスコミや知人から聞く見込額とは正確さが違ってくる。ただ、定期便で示される金額も一定の前提を置いた見込額に過ぎないので、記載された金額がどういう前提のものなのか、どう活用すればよいのかを分かった上で見る必要がある。

50歳以上向けの通知1ページ目には「老齢年金の見込額」が記載されている。これは、同封のリーフレットに記載されているとおり、これまでの加入記録に加えて、これから60歳まで現在と同じ給与をもらい続けたと仮定して計算された金額である。このため今後、給与が下がったり60歳まで働かなかった場合には、「報酬比例部分」が記載の金額より減ることになる。50歳以上の場合、これまでの加入期間が長く、若者ほど今後の給与の変化によって年金額が大きく変動することはないが、変動することには留意する必要がある。

一方、記載の金額より年金額が増える場合もある。今後、給与が増えた場合のほか、厚生年金基金から支給される分(代行部分)や公務員共済等から支給される分、配偶者の有無などで金額が変わる加給年金や振替加算が加わることがある。本来はこれらも合わせた見込額が欲しいところだが、そこまで至っていないのが現状だ。

定期便に同封されている解説には、定期便の見込額に厚生年金基金の代行部分が含まれていないことが記載されている。そのため、基金を実施している企業では、加入者からの照会への準備が必要だろう。あるいは、定期便のタイミング(誕生日)にあわせて基金分の見込額を通知できれば、加入者に有益だろう。なお、すでに厚生年金基金の代行返上を実施して加入記録が厚生年金本体に統合されている場合には、旧代行部分も含めた年金額が定期便に記載されている。定期便にも注意書きがあるが、代行返上した企業ではそのことを加入者に伝えるべきだろう。

50歳未満向け通知の1ページ目には、「これまでの実績に応じた年金額」が記載されている。これは、50歳以上向けの「老齢年金の見込額」とは異なり、今後の加入は計算基礎に含まれていない。将来の年金額を知る手立てとしては不十分だが、今後毎年来る定期便のこの欄をみることで、加入期間の増加が年金額の増加に結びついていることを実感できるだろう。

図表1: 「ねんきん定期便」の1ページ目

(50歳以上向け通知)

(50歳未満向け通知)

(注1) 枠囲みは年金見込額の部分。  
 (資料) 社会保険庁ホームページ

50歳未満の方が将来の年金額を知るツールとしては、「(参考)将来の年金見込額をご自分で試算できます」という試算シートが同封されている。これまでも類似のものは雑誌などに載っていたが、個人の加入記録が反映されているのが特長だ。

試算シートは基礎年金と厚生年金に分かれている。基礎年金は、これまで保険料の未納や免除の期間がなく今後も保険料を納付し続ける場合には、満額の年間約79万円と見込んで差し支えない(20歳から就職までの間に国民年金に非加入の場合は、満額を受給するために60歳以降も継続加入するか、非加入1年当たり約2万円減額された年金額を受給することになる)。

一方、厚生年金の見込額には給与が関係してくるため、個人ごとの計算が必要だ。試算シートの厚生年金部分(次ページ参照)のうち、これまでの加入実績に応じた年金額は、予め計算式が示され年金額も印字されている(年金額は1ページ目と同じ)。今後の加入期間については、計算に必要な給与(標準報酬)や乗率は印字済なので、あとは今後の予定加入期間、すなわち今後年金を受け取るまでに働く月数を記入して、これらを掛け算して求めることが出来る。ただ、印字済の給与(標準報酬)は、各人の標準報酬の2003年4月以降の平均値となっている。このため、今後の給与の見込みがその水準より増えるか減るかを考え、自分の予想給与に置き換えて試算した方が現実的だろう。

図表2: 「(参考)将来の年金見込額をご自分で試算できます」シート(厚生年金部分)

**(老齢厚生年金の見込額の計算例)**

現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。  
 平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)の実績は、373,596円ですが、  
 現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬額を50万円と仮定した場合の例です。  
 ※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

平成15年3月までの平均の標準報酬月額(月給のみ)	242,000円	×	半年月日に応じた給付率 7.125 / 1,000	×	48月	+	
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)	373,596円	×	半年月日に応じた給付率 5.481 / 1,000	×	74月	=	
						<b>①</b>	<b>234,292円</b>

◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)を仮定	500,000円	×	半年月日に応じた給付率 5.481 / 1,000	×	386月	=	
今後、退職時まで勤務される期間(月数)を記入	<del>373,596円</del>						
						<b>②</b>	<b>1,057,833円</b>

【厚生年金の見込額】  
 ① + ② = **1,292,100円** ※百円未満四捨五入

今後、退職時までの間の平均の所得見込み額(おおむね、月給+賞与の1/12の平均額)にご自身で置き換えて記入してください。  
 (注)置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の範囲内の金額で計算してください。

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

(注1) オレンジ色の数字は、自分で記入(計算)する箇所。青い数字は印字済みの箇所。  
 (資料) 社会保険庁ホームページ

上記のように、50歳以上向けにせよ50歳未満向けにせよ、印字されたものを見たり、試算シートを使って計算することで、個人の加入記録に基づいた年金見込額を確認できる。しかし、定期便で確認できるこれらの見込額は、定期便が作成された年度の計算方法に基づいた金額になっている。将来受け取る年金額は、今後の個人の賃金や就労期間によって変わるほか、既に決められた制度変更によっても変化する。次回は、年金見込額に制度変更の影響を加味する方法について解説する。

(中嶋 邦夫)

発行： ニッセイ基礎研究所  
 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル  
 FAX：03-5512-1082, E-mail：report@nli-research.co.jp  
 年金ストラテジーWeb アドレス  
[http://www.nli-research.co.jp/report/pension\\_strategy/index.html](http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/index.html)

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したのですが、その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。